

鳥取県告示第609号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社くれよん	くれよん居宅介護支援事業所	鳥取市松並町二丁目160	平成23年10月21日